

入札公告

次のとおり一般競争入札（郵送入札方式）に付します。

令和2年7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 入札に付する事項

(1) 件名

千種区役所における自動証明写真機設置に係る名古屋市有地の一時貸付事業

(2) 物件の表示

別表のとおり

(3) 用途の指定

入札案内書に示すところにより、自動証明写真機の設置のために使用しなければならない。

(4) 貸付期間

令和2年10月 1 日から令和3年 3 月31日まで

※公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、1年を単位として令和3年4月1日から2年を限度（最大令和5年3月31日まで）に更新することができる。

※ただし、区役所庁舎の改修等により、やむを得ず更新を許可しない、もしくは年度途中で契約を終了することがある。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除く。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する、次のア～カのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（ただし、当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付け15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）。

ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

カ (3)の規定（この号を除く。）により一般競争入札に参加できないこととされている方を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(4) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた方を除く。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合員が入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適当と認める場合を除く。）。

- (6) この公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者。
- (7) この公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者。
- (8) この公告の日から過去3か月以内に、自動証明写真機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者。
- (9) 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理および運営する自動証明写真機を設置した実績を有しない者。
- (10) 名古屋市内に本店・支店・営業所等のいずれかを有しない者。

3 契約条項を示す場所、入札案内書の配布期間等

契約条項は、入札案内書において示すものとし、入札案内書は、次の各号に掲げる期間及び場所において配布するものとする。

(1) 配布期間

この公告の日から令和2年8月14日（金）まで

(2) 場所

名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすること。

（千種区ホームページ <http://www.city.nagoya.jp/chikusa>）

4 入札参加申込方法、受付期間及び送付先

(1) 申込方法

郵送（書留又は簡易書留）による。

(2) 受付期間

この公告の日から令和2年8月14日（金）午後5時まで

(3) 送付先

〒464-8644

名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地

名古屋市千種区役所区政部企画経理室

5 入札書の郵送方法、入札期間及び送付先

(1) 郵送方法

書留又は簡易書留による。

(2) 入札期間

令和2年9月7日（月）から令和2年9月18日（金）午後5時まで

(3) 送付先

〒464-8644

名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地

名古屋市千種区役所区政部企画経理室

6 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和2年9月23日（水）午後2時00分開始

(2) 場所

名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地

名古屋市千種区役所 3階 第1会議室

7 落札者の決定方法

最低貸付価格（月額）以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじを引いて落札者を決定するものとする。

8 その他

(1) 最低貸付価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

単価（貸付月額）で定める。

(2) 入札保証金に関する事項

この公告に係る入札に参加しようとする者は、入札に先立ち、指定する額の入札保証金を、入札までの間に納付しなければならないものとする。

ただし、この公告に係る入札に参加しようとする者が、自ら管理・運営する自動証明写真機を設置した実績が分かる書類（ただし、入札に参加しようとする物件ごとに、当該物件の販売品目を販売する自動販売機を設置した実績を証明するものに限る。）を提出し、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除する。

(3) 契約保証金に関する事項

契約締結と同時に契約保証金として貸付料（更新を含む最大契約期間の総額）の100分の10に相当する額を納付しなければならないものとする。

ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定により契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) この公告に定めのない事項

契約締結期限及び貸付料の納付方法その他この公告に定めのない事項については、入札案内書に記載するものとする。

別表

物件 番号	施設名称	設置場所	台数	貸付 面積	最低 貸付価格	種類
千種-1	千種区役所	名古屋市 千種区役所 1階玄関前 (屋外)	1台	2.0㎡	月額 400円	証明 写真機